

ウ カテゴリー③ 不納欠損（放棄）

債権放棄関連のルール制定例 別添2参照

(3) 民間活力の発揮促進

ア 複数債権の一括発注手続

ある課で全庁的にとりまとめてプロポーザル募集・審査を実施し、同じ民間事業者への債権回収委託を実施（九州地方の地方公共団体）

**【事例】**

- 全庁的にとりまとめて委託することの発注者・受託者のメリットは以下の通りと考えられる。  
発注者のメリット：プロポーザル実施に伴う経費及び対応工数を削減  
複数債権を一括して委ねることで効率化可能  
受託者のメリット：受託件数・金額が増えることで収益機会が増大  
市民へのメリット：対応窓口が当該民間受託者に一本化され得る

イ 職員、弁護士等、その他の民間事業者、の分担（複数の市町村）

**【複数の市町村における事例】**

- 職員：所管課による自力執行権のある債権の徴収支援。
- 弁護士等：自力執行権のない債権に関する催告・訴訟提起。
- その他の民間事業者：税などの自主納付の呼びかけ。

ウ 委託費用の適正化

**【江戸川区事例】**

- 生活一時資金貸付金の回収を弁護士へ委託。
- 成功報酬ではなく、「一件あたり〇円」の固定費（平成24年度は一件あたり3万5千円）で、書面による督促から、訴訟の提起までを一括して委託（印紙代等の実費別）。
- 6年間で総計3,210件、合計約7.6億円を委託し、回収額（現金化した額）は約3.5億円（約45%）。報酬額及び実費の合計額は約1.3億円（詳細は、「公金の債権回収業務に関する法務研修」資料6「強制徴収公債権の回収における弁護士の役割」参照）。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/kenkyu/kaigi/2014/0123/0123.html>

- 大量に委託したことにより、報酬額を成功報酬ではなく固定費とし、かつ、比較的低廉にすることに成功した例。

## 6 提言

### (1) 早急に実施が検討されるべき事項

各地方公共団体においては、以下の事項について、早急に実施を検討することが望まれる。

#### ア 現状において処理できない債権回収の民間委託

消滅時効期間が徒過するのを座視するよりは、成功報酬制度を利用して赤字となるリスクを回避しつつ、民間委託をすることが考えられる。

民間委託を経験して、運用のノウハウ等を蓄積することもメリットとなり得る。

#### イ 滞納者に対する納付相談の実施と自立支援

① 滞納者の実情に合わせた回収を実施するため、滞納者に対する納付相談を実施する（この際、当該滞納者の債務の全体像を把握し、生活困窮のレベルを客観的に把握することが望ましい。[参考資料](#)総務省平成 23 年 3 月 3 日付け通知の活用、[参考資料](#)第 4 回地方公共サービス小委員会資料 2（別添）の活用が望まれる。）

② 生活困窮者である可能性が判明した場合には、担当部門へ繋げる

③ この際、「庁内の各担当部門がいかなる業務を実施しており、当該業務が、生活困窮者の自立支援にどのように応用されることが可能か」について知見を有する、「市民生活相談課」のような部門が整備されていることが望ましい

#### ウ 徴収の一元化

同一の滞納者が複数の公金債権を滞納しているケースが多い地方公共団体においては、請求行為の重複の回避や、滞納者の債務状況及び財産状況を正確に把握した上での適切な請求を可能とすることが望ましい（債務者にとっても、窓口が一本化されたほうが、自らの債務状況を認識しやすい。）。

そこで、ある部署が債権をまとめて管理し、請求<sup>23</sup>を行う仕組みを、費用対効果の面等を参考にしつつ、検討するべきである。

一元化を検討するにあたっては、例えば、以下のような範囲における一元化が考えられる。

<sup>23</sup> 債権管理課等、他課の債権の徴収を実施ないし補助する部門が、各困難債権の移管を受けてから、まとめて自ら請求したり回収の民間委託をする方法が見られる。この方法のほか、既存の部門（財政課等の実例がある。）が司令塔的に、債権の移管を受けることなく、事実上、複数の担当部門の民間委託を取りまとめるにすぎない簡易な方法も見られる。

これらの場合、発注コスト低減の可能性や、発注量が増えるため報酬がより低廉となる可能性がある。

- ① 地方税相互（市民税、固定資産税等）における一元化
- ② 地方税の滞納処分の例による処分が可能な債権相互（地方税、国民健康保険料等）における一元化
- ③ 地方税の滞納処分の例による処分が不可能な債権相互（公営住宅家賃、各種貸付金、上水道料金等）における一元化
- ④ 地方税の滞納処分の例による処分が可能な債権と、処分が不可能な債権相互における一元化（ただし、この類型の場合には、地方税法 22 条（守秘義務）等との関係を、今後慎重に検討する必要がある。）

## (2) 当面の課題についての提言

各地方公共団体においては、以下の事項について、当面の課題として検討をすることが望まれる。

### ア 契約期間について

受託から 1 年以内に全額を回収できる事例は多くない。

一定期間、複数回にわたって催告を行うなど、回収を受託した民間事業者と滞納者との間で継続的にコミュニケーションをとり、その関係が安定した後にはじめて回収の段階へ進むことがある。実際に、1 年間程度で契約期間が終了したため、受託者の変更によって再度ゼロから交渉をスタートしなければなくなり、十分な費用対効果が得られなかった事例も散見される。

そこで、委託の費用対効果を高めるために、複数年（2，3 年程度）にわたって、同一の民間事業者が実施し、滞納者の実情を踏まえつつ計画的な回収の実施を可能とする、創意工夫の発揮された提案が民間事業者からなされるような契約とすることが期待される。

ただし、適正な業務実施を確保するためには、契約解除の余地も残すことが必要となる点に留意が必要である。

### イ 受託民間事業者に対する引継データの整備

民間事業者に委託を実施する前に、必要十分な引継データを整理しておくことが、契約後の早期回収着手に資する。引継ぎにおける工数の削減ができれば、委託コスト削減も期待できる。

特にサービサーの場合には、業務に関する帳簿書類を作成する法律上の義務がある<sup>24</sup>。そこで、これらの帳簿書類に記載されるべき情報のうち、受託

<sup>24</sup> 債権管理回収業に関する特別措置法 20 条、同法施行令 15 条

業者が調査するには非常にコストのかかる情報<sup>25</sup>については、あらかじめ委託者たる地方公共団体が整理をしておくことが望ましい。

#### ウ 滞納事由に応じた適切な回収方法の選択

滞納者が滞納している理由については、おおまかに以下の三つに分類されるが、当該滞納者がいかなる理由によって滞納をしているかについては、外見からはなかなか判明しない。

滞納の事由の類型				
類型	支払能力	支払意思	債権者がとることが考えられる対応	一件あたりに必要となるコスト
単純な払い忘れ	有	有	滞納の事実の告知 (コールセンター等を用いた、事実の告知 <sup>26</sup> で足りる。)	低 (大量、反復的な定型的業務)
悪質な滞納 (支払う能力があるが、敢えて支払わない)	有	無	滞納処分又は訴訟提起	高 (ただし、大量の債権を委託することで低価格となることあり)
生活困窮	無	有・無 双方を含む	自立支援(必要に応じて、滞納処分又は訴訟提起も併用する。)	高

滞納理由を個別具体的に判断するためには、各滞納者に関する資料の収集が必要であるが、全ての滞納者について資料の収集を実施することは困難である。

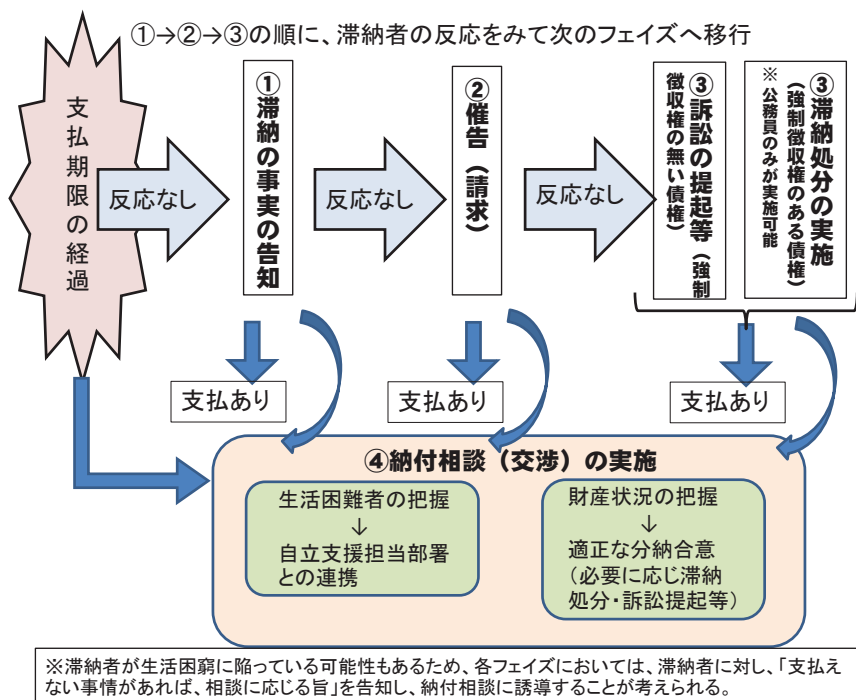
そこで、以下の段階的な回収方法を経て対象債権をスクリーニングし、より高コストの手法に移行していく手法が考えられる。

この手法は、対象となる滞納者や債権の数が大量であればあるほど効率性が高まる。したがって、税、国民健康保険料、住宅家賃等の、定期的に大量に発

<sup>25</sup> 債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン(法務省大臣官房司法法制部審査監督課)「3-3-2 各法定帳簿の記載事項等」に記載された、「(1) 規則第15条第1項第1号に掲げる帳簿書類」及び「(2) 規則第15条第1項第2号に掲げる帳簿書類」にて求められている事項に関する情報。これらの事項は、各地方公共団体の財務規則等において債権管理帳簿への記載が求められている事項と異なる場合があるため留意されたい。

<sup>26</sup> 弁護士法72条との関係に留意されたい。

生ずる債権について、特に効果があるものと思われる。



「①滞納の事実の告知」については、単に滞納の事実を告知するのみであり、弁護士法 72 条と抵触しない内容を予定しているため、弁護士やサービサー以外の一般事業者であっても実施可能である。

「②催告（請求）」<sup>27</sup>、「③訴訟の提起」及び「④納付相談（交渉）の実施」<sup>28</sup>については、弁護士法 72 条との関係で、弁護士、司法書士（ただし、取扱可能金額に制限あり）、サービサー（ただし、サービサー法上の『特定金銭債権』に限定して取扱可能）のみが実施可能な内容を予定している。

ここで、①から④までの業務については、例えば、

- i. ①から④までの全てについて、弁護士に委託する
- ii. ①についてのみ、コールセンター業者に委託し、②及び③は司法書士に委託し、④は直営

など、地方公共団体において最も合理的と考えられる手法をとることが考えられる。

特に、長期滞納を防止する観点からは、「支払期限の経過」後、迅速な対

<sup>27</sup> 地方税法及び地方自治法上の「督促」は「地方団体の長」「地方公共団体の長」が実施するものとされているため、「②催告（請求）」には、地方税法及び地方自治法上の「督促」を含まない。

<sup>28</sup> 地方税法及び地方自治法上の「督促」「質問検査」「徴収猶予」「履行延期」などの、「地方団体の長」「徴税吏員」などが主体として法令上明示されている行為を含まない。

以上二点について、本報告書資料編「第 4 回地方公共サービス小委員会資料 2 別添」参照。

応をとることが重要である。そのための工夫の一つとして、正常債権の管理を含めて民間委託を実施し、支払期限を経過すれば、民間受託者が即時対応をする仕様としているという事例が見られる。

#### エ 職員に対する回収研修の実施

- ① 現場の職員において、業務内容の特性や困難度等を知ることができるため、「自ら実施すべきケース」「外注するべきケース」等の適切な切り分けを行うことができるようになる
- ② 専門家に依頼しつつ、適切なコミュニケーションを図ることで、委託の効果を増強し得る
- ③ 裁判所を用いた手続（支払督促等）の知識を習得することにより、「当該手続に移行することを具体的に明示した、より実効性の高い請求書」を滞納者に対して送付しやすくなる

#### オ 生活困窮者自立支援法関連部署との協働

「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）が公布された（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

同法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の各事業を行うものであり、福祉事務所を設置する地方公共団体が各事業等の実施主体となる。

生活困窮者を早期に把握し本人の状況に応じた適切な支援につなげていくため、これまでも一部の地方公共団体で福祉や税等各部門が連携して支援に取り組んできたが、今後は、こうした取組を更に進め、公金債権の滞納者について、その生活状況等を踏まえ、当該滞納者への自立の支援が必要であると判断される場合には、同法に基づく各事業等に適切につなげるなど、関連部署等との連携を図ることが求められる。

#### カ 債権管理条例の制定・改正

##### (7) 訴訟提起を専決処分で可能とすること

訴訟提起のたびに議会の議決を有することとってしまうと、受託者の側において、適時に訴訟提起をすることができなくなり、民間委託の効果が減殺される。

したがって、訴訟提起について、専決処分とすることについても検討する余地がある。

##### (4) 債権放棄基準

債権放棄基準については、項を改め、次項「キ (イ)」において詳述する。

キ 延納・減免、放棄等関連

(7) 観点

① 管理コストの縮減の観点

回収が極めて困難な債権について、管理及び回収を実施し続けることは、無駄なコストの発生となる。そればかりか、より回収可能性が高い債権に関する管理・回収を疎かにして、本来回収が可能であったはずの債権が回収できないという状況にもなりかねない。

そこで、法令（条例を含む。）の要件を満たした債権については、法令の手続きに従って、放棄や滞納処分の停止等を実施するべきである。

② 生活困窮者に対する、再生の観点

生活困窮者に対する請求を続けることは、その者の自立を妨げ、将来における公金債権回収を困難にするばかりか、福祉コストの増大を招く可能性がある。そこで、当該生活困窮者の実態に即し、延納や放棄等の適切な徴収緩和措置を採ることが必要である。

③ モラルハザード、平等原則違反防止の観点

ただし、安易な延納・減免、放棄等を実施することは、正常に公金を支払っている者との間の平等原則（憲法 14 条）違反となるおそれがあるだけでなく、公金債権支払一般におけるモラルハザードを引き起こすことにもつながる。

そこで、徴収緩和措置にあたっては、恣意的な措置があってはならず、法令（条例等を含む。）に従った措置がなされなければならない。

(イ) 債権免除・放棄（不納欠損処理）をする基準

**別添 2** 「債権放棄関連のルール制定例」参照

債権免除・放棄の基準<sup>29</sup>については、以下のような例が見受けられる。

- ① 地方税については、地方税法 15 条の 7（別添 2 参考 1）が滞納処分の執行停止の要件を定めているが、地方税法には詳細な規定がないため、地方公共団体において規定を設ける等（別添 2 事例 2）して、運用をしている例
- ② 地方税以外の私債権等について、「債権管理条例」等の名称を冠

<sup>29</sup> 放棄基準が規則等の下位規範において詳細に定まっていれば、担当課における放棄の判断が容易になるばかりでなく、民間受託者において、いかなる資料を収集すれば、債権放棄につながるかの見当をつけやすくなるという効果も期待できる。



した、債権管理に係る条例を制定し、ここで「債権放棄」についても定めている例

この「債権放棄」の基準については、地方公共団体ごとに、その実情に合わせ、債権放棄のための要件（首長の専決とするか、議会の議決を要するか、金額要件を課するか等）が異なる。

- ③ 債権放棄の条例等を既に施行したものの、運用上改善すべき点が発見されたことから、PDCAサイクルに沿って改訂を検討している例（複数の先進自治体の例を参考として、当該自治体の実情に合った規定（案）を作成し、より合理的な改定案を検討する例（別添2事例3））

- ④ 都道府県が当該団体内の市町村向けの要領を作成し、これを参考として、市町村が効率的・合理的な債権放棄を目指している例

債権放棄関連のルール制定にあたっては、地方公共団体ごとに、自らの組織に適合した規範はどのようなものか、さらに、当該規範に法律上の問題がないか等を検討することが重要となる。

今後は、いかなる条例・規則・運用基準を構築・整備することで、住民や議会への説明責任が果たせ、かつ合理的な債権放棄（不納欠損）が可能となるかについて、法令の専門家等の知見を踏まえ、検討することが望ましい。

#### (ウ) 民間委託の活用

延納・減免、放棄等の徴収緩和の場面においては、以下の点において、民間委託の効果が期待できるところである。

- ① 徴収緩和措置に必要となる、滞納者の財産に関する資料の収集<sup>30</sup>  
② 民間事業者が実施できることは民間事業者が実施し、公務員をして、徴収緩和の判断業務に注力させること

#### ク 課ごとの債権管理回収状況の公表等

債権回収・整理計画進捗状況のデータを、それぞれの債権を所管する課ごとに、地方公共団体のウェブサイトにおいて公表している例が見られる。

この手法は、地方公共団体の財政に関する透明性を高めるとともに、アカ

<sup>30</sup> 地方公共団体が自ら実施することが困難な、遠隔地居住者等について、当該地域に展開する民間事業者の活用も見られる。また、前掲のとおり、放棄基準が規則等の下位規範において詳細に定まっていれば、民間受託者において、いかなる資料を収集すれば、債権放棄につながるかの見当をつけやすくなるという効果も期待できる。

ウンタビリティ（説明責任・会計責任）の観点からも望ましい<sup>31</sup>。

(3) 今後検討すべき課題についての提言

ア 公金債権回収民間市場の形成関連

公金債権回収民間市場が形成されるためには、市場規模の拡大が必要であり、そのためには、委託業務の増大とともに、業務内容や効果に見合った適正な委託費の確保、委託手法、業務の評価及び情報開示などの充実が必要である。

そのためには、さしあたり、以下の課題に関する検討が必要である。

(7) 担い手側からの情報発信

民間委託を促進するためには、民間委託の費用及び効果に関する、地方公共団体に対する周知が必要である。

そこで、サービスを提供する担い手側においても、効果が出ている他事例等に関する積極的な情報発信が望まれる。

さらに、担い手の側から、その専門知識及び経験を背景とした、「効果的な業務の切り出し方」「その対価の決定方法」について助言・提案がなされることも望まれる<sup>32</sup>。

周知の方法としては、例えば、担い手を発表者とする、各地方公共団体職員向けの研修会や、ケース報告会（インターネットを活用した情報提供の手法も考えられる。）等の継続的な実施等が考えられる。

(イ) 担い手間の情報交換

民間事業者の業種ごとの特性に応じた、得意分野のさらなる向上を目指すため、各業界団体内部における担い手間の情報交換等も望まれる。

(ウ) 地方公共団体における回収ノウハウの蓄積

特に、裁判上の手続きを利用する回収のノウハウについて、地方公共団体側においてもノウハウを蓄積することにより、「委託に適した案件」であるか、それとも「地方公共団体が独自に実施すべき案件」であるかについての内部判断が可能となる。

これによって、外部委託を実施するにあたっての、地方公共団体内部に

<sup>31</sup> 地域の住民が地方公共団体の財政状況に関する情報を得ることで、地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足する「住民自治」に資するものである。

<sup>32</sup> 公金債権回収に応用できる法的手法（相続財産管理人制度の活用等）についても、助言・提案されることが望ましい。

おける事務の進捗がスムーズになることが期待される。

今後は、どのような種類の案件であれば、どのようなスキル、コストが必要であるかなどについての検討を深め(実際に案件を直営で処理したり、受託者と緊密な情報交換を行いつつ、民間委託で処理をしてみるなどして、知見を収集することが考えられる。)、これによって、各地方公共団体において、どこまでを直営で実施すべきかについての目安が形成されることが望ましい。

また、各地方公共団体における直営又は委託の選択事例が、知識として広く地方公共団体間で共有されることにより、直営か、委託かを決定する目安が醸成されていく可能性もある。

(I) 委託費用の決定方法

本論点については、項を改めて詳説する。

イ 委託費用の決定方法

(7) 固定費による方法

成功報酬制度ではなく、委託した債権一件あたりの報酬を固定して委託する方法がある。

メリットとしては、現金化することが困難な債権を相当割合含む場合等、「成功報酬制度を採用した場合に、受託者が得られる報酬額が非常に少額となるため、受託者が現れない可能性が高いケース」においても、受託者を確保しやすい点が挙げられる。

ただし、この場合、求められる成果物について達成すべき水準等を仕様書において詳細に記述したり、相当程度信頼関係のある受託者との間で契約を締結する必要がある。

また、地方公共団体からすれば、委託費用が、民間委託によって実際に回収・現金化された費用を超える「赤字」のリスクを負担することになる。

(I) 成功報酬制度による方法

別添1 「委託業務内容等と委託費用」 参照

地方公共団体が有する公金債権の回収業務を民間委託するにあたり、その委託費用の計算方法として、「実際に現金化した額を基準として計算する」いわゆる成功報酬制度がとられることがある。

この方法によった場合、委託費用が実際に現金化に成功した額を超えることがなく、したがって、地方公共団体が赤字になるリスクを回避できるという利点があるため、地方公共団体においては、民間委託にあたって採

用しやすい方法である<sup>33</sup>。

しかし、受託者とすれば、回収不能であったり回収が非常に困難な債権ばかりを受託した場合、現金化できる額が少額になるため、獲得できる委託費用も小さくなる。

そこで、受託者は、受託する債権の回収の難易度が明らかでない場合には、安全を見て、成功報酬率を高めにするか、又は、そもそも受託をしないという選択をせざるを得ない。

このような事情から、地方公共団体が民間委託を検討しても、そもそも受託候補者が現われなかったり、現れたとしても、地方公共団体側が想定する成功報酬率とは乖離した報酬率が提示され、委託契約に至らないという事象が発生しがちとなる。

そこで、今後は、成功報酬制度を用いる場合には、

- ① 地方公共団体が、委託する予定の債権及びその回収困難度に関する情報を可及的に詳細に市場へ情報開示し、
  - ② それをもとに各受託候補者が成功報酬率を提示し、
  - ③ 地方公共団体側が自らにとって最も有利な受託者を選定する、
- というように、競争原理を導入し、市場の機能の十全な発揮による委託費の公正な価格形成を図るという方向性が考えられるところではある。

しかし、現時点においては、地方公共団体が有する公金債権の民間委託の総量が未だ十分とは言えないため、市場の機能が十全に発揮されているとは言い難い。

地方公共サービス小委員会における荒川専門委員報告<sup>34</sup>にもあるように、公金債権回収民間市場の形成・発展に向け、ひとまずは「『相場感』の形成と共有」が必要である。

債権の種類や、おおまかな回収難易度等に応じた成功報酬率の「相場感」が、ある幅をもって形成されかつ共有されることで、「適正な成功報酬率が不明である」という、民間委託の阻害要因が軽減されることが期待され

<sup>33</sup> ただし、委託する債権が回収困難な債権ばかりの場合には、受託者が現れない可能性がある点に留意されたい。

<sup>34</sup> 平成25年12月20日開催第6回地方公共サービス小委員会 資料1「愛知県における公金の債権回収の取組み」<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihoubukai/2013/1220/1220-1.pdf>

る。

そこで、当委員会事務局において触れることのできた、成功報酬制度を用いた民間委託の実例について、ひとまず「『相場感』の形成と共有」に資することを目的として、**別添1**のとおり整理を試みた。

※**別添1**については、以下の点に十分に留意されたい。

- ① 当委員会事務局が触れることのできた情報源に限定された資料であること
- ② したがって、日本全国で実施されている民間委託の全体の趨勢を示す資料ではないこと
- ③ 別添1に記載されている成功報酬率・額が妥当であるとの価値判断を示す趣旨ではないこと
- ④ あくまで、各地方公共団体が、自らにとって合理的な成功報酬率・額を定めるべきであること

(ウ) 「回収額」以外の指標で報酬を計算する方向性

福祉的色彩の強い債権の場合、現金化は困難であるから、成功報酬制度をとった場合は、適正な報酬が確保できない可能性が高い。

そこで、福祉的色彩の強い債権の場合には、例えば以下のような方向性が考えられるところである。

- ① できるだけ大量に委託を実施して、一件あたりの固定費を低廉にする（参照 前掲江戸川区のケース）。
- ② 納付相談会を実施して、例えば「一回30分〇円」との固定費とする（当該納付相談会の品質を確保する手法が問題となる。）
- ③ 納付相談会を実施して、一定の内容の書面を作成した場合には、「〇円」との固定費とする（「一定の内容」の定義を今後検討する必要がある。）

(イ) 上掲手法の適切な組合せ

「(ア) 固定費による方法」「(イ) 成功報酬制度による方法」などは互いに排斥する関係にはなく、報酬全体のうち一部については固定費としつつ、残部は固定費以外の方法（成功報酬制度など）とするなどの、柔軟な設計も検討する必要がある。

ウ 条例による受託者コントロールの手法

公共サービス改革法では、業務を受託した民間事業者や、受託業務に従事す

る従業員について、刑事罰で担保された守秘義務を課している。<sup>35</sup>

地方公共団体が公共サービス改革法に基づかない業務委託を実施した場合（現在、地方公共団体が有する公金の債権回収業務は、公共サービス改革法に基づかない業務委託である。）における、同様の刑事罰を条例で定めることについて、検討をすることが望ましい。

※ なお、各地方公共団体において制定されている「個人情報保護条例」においては、「個人情報」を提供したり、盗用した場合について、刑事罰を定めている例が見られるところである。

また、当該条例の内容を受託者従業員に対して十分に周知し、実効性を高めるとともに、受託者従業員が当該罰則の存在を知らないまま、罰則が適用される行為を行ってしまうことを未然に防止するために、当該条例を遵守する旨の誓約書（当該条例の罰則について特に説明されたもの。）を、地方公共団体又は民間事業者が受託者従業員らから徴求する例も見られる。

## エ 新たな回収スキーム案

例えば以下の論点について、担い手の側からの提案が望まれるところである。

- ① （試行自治体で検討中） 個人再生、特に、住宅ローン特別条項の活用スキームが考えられないか。
- ② （試行自治体で検討中） 相続財産管理人制度の利用について、予納金をできるだけ低廉にする方法が考えられないか
- ③ （試行自治体で検討中） 空家について、廃墟となる前に、固定資産税等の滞納を理由に、地方公共団体が当該空家を公売等で適切に処理する方法が考えられないか

## オ 地方公共団体及び民間事業者の自助努力のみでは解決困難な問題関連

### (7) 地方税法 22 条（守秘義務）について

地方税法 第 22 条（秘密漏えいに関する罪）

<sup>35</sup>（参照条文）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）

（秘密保持義務等）

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

i. 税徴収部門は、滞納者に関する比較的正確な情報を、他部門よりも比較的多く有している。

したがって、他部門が改めて滞納者に関する調査を実施するよりも、既に税部門が有している情報について提供を受けるほうが、コストの削減につながる。

ii. とはいえ、税の徴収に関する事務に関して知り得た情報については、地方税法 22 条が厳格な守秘義務を規定している。

iii. そこで、総務省平成 23 年 3 月 3 日通知に基づく、滞納者の同意書の活用を推進して、生活困窮者対策等の施策（公金債権回収との関係では、滞納者に対する徴収緩和等が考えられる。）を実施することが考えられる。

iv. 同通知の範囲を超えた税務情報の利用（滞納者の財産情報を利用した強制執行等）については、今後、その必要性及び課題等について慎重に検討を行うべきである。

(4) 財産調査、強制徴収等の滞納処分を民間委託する必要性について

（平成 24 年度意見募集）において、滞納処分を公共サービス改革法の手続きに載せて民間委託することについての要望がある。<sup>36)</sup>

ここで、「滞納処分」とは、税や国民健康保険料等の、いわゆる強制徴収権付き公債権について、地方公共団体が、裁判上の手続きによらず、地方税の滞納処分の例により、差押え等の処分をすることをいう。

公金の債権回収業務の民間委託については、昨今ようやく債権管理条例の制定が各地方公共団体において浸透をはじめたところである。また、強制徴収権付き公債権の「滞納処分」に至らない、「請求」業務についての民

<sup>36)</sup> 平成 24 年度 競争の導入による公共サービスの改革（地方公共団体）  
[http://www5.cao.go.jp/koukyo/momi\\_ji/2012/pdf/chihoukaitou-iken.pdf](http://www5.cao.go.jp/koukyo/momi_ji/2012/pdf/chihoukaitou-iken.pdf)

間委託事例が知られるようになったばかりであるため、当面は、現行法の範囲内で、「滞納処分以外の業務についての民間委託」を推進することが考えられる。

他方において、裁判上の手続きを用いずに強制的に差押え等を実施する「滞納処分」という行為について、

- ・ その必要性
- ・ 客観的な職務の公正さの担保方法
- ・ 国民の納得・信頼を得る方法

などが課題となる。

滞納処分の民間委託については、これらの点について、今後の動向をみつつ、検討を開始することが考えられる。

以上



## 第2章 地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進関連

本章では、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」<sup>37</sup>（以下、「本手引き」という。）について、内閣府公共サービス改革推進室が平成26年3月に行った一部改訂の内容を紹介する。

### （概要）

- 今般の改訂により、「業務の民間委託」がより進むものと考えられる。
- 従前の本手引きにおいては、地方公共団体が民間に委託した業務について「業務が未完成であると判断された場合や、業務の質が確保されていないと判断された場合」に備えた、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」をすることができない旨の記載があった。
- この点について、かかる取り決めをする場合において判断に迷った場合には、労働局へ問い合わせることを慫慂する旨の内容に、所管省庁との調整のもと、改訂した。

---

<sup>37</sup> 「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」  
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/ukeoi.pdf>

## 1 現行手引き作成から改訂までの経緯

本手引きは、地方公共団体が請負（委託）事業を実施する際に、参考に資するよう、厚生労働省需給調整事業課との調整のもと、平成 24 年 1 月に内閣府公共サービス改革推進室にて作成された。

本手引きは、地方公共団体において、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を適正な請負（委託）契約に基づき推進できるよう、請負（委託）契約と偽装請負（労働者派遣法に抵触する違法行為）についてわかりやすく整理するとともに、具体的な請負（委託）事業の取組みモデルについてまとめたものである。

今般、地方公共団体からの受託を希望する民間事業者から、本手引きに対する問い合わせがあったことを契機として、以下のとおり改訂が実施された。

なお、本改訂は、厚生労働省需給調整事業課との協議を経たものである。

### 適正な請負（委託）の手引き新旧対照表

現行（5 頁下）	改訂（5 頁下）
<p>○報告を受けた結果、業務が未完成であると判断された場合や、業務の質が確保されていないと判断された場合の追加作業、やり直し等に関する取り決めは、契約書や仕様書に具体的に定めておきます。この際、以下のような取り決めに交わすことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体が個々の労働者に追加作業を依頼できる旨の取り決め</li><li>・やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め</li></ul>	<p>○報告を受けた結果、業務が未完成であると判断された場合や、業務の質が確保されていないと判断された場合に、<u>地方公共団体が直接個々の労働者に追加作業、やり直し等を依頼することはできません。</u></p> <p><u>追加作業、やり直し等に関する取り決めは、契約書や仕様書にあらかじめ具体的に定めておくようにしておきます。</u></p> <p><u>また、取り決めを行う場合にも、追加、やり直し部分について地方公共団体自らが作業を行う取り決めは、その内容によっては受託者の独立性（37 条告示 2 条 2 号）を害する場合がありますので、判断に迷った際には、最寄りの都道府県労働局需給調整事業担当（資料 3 参照）までお問い合わせください。</u></p>

(参考) 37条告示2条2号(抜粋)

○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(抜粋)

第2条2号

次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立処理するものであること。

- イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。
  - (1) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。
  - (2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

## 2 民間事業者からの問い合わせ内容

民間事業者Xは、地方公共団体Yから、X(Xは、Yの指定金融機関である。)の口座に入った公金のデータ(氏名、金額等)について、電子データを作成する業務を受託することを検討している。

Xが、X自ら作成した電子データをYのホストに送信し格納することにより、本業務は完了することになるが、送信した後に、氏名等の入力に誤り(例:誤 ヤマサキ→正 ヤマザキ)が明らかになる可能性がある。

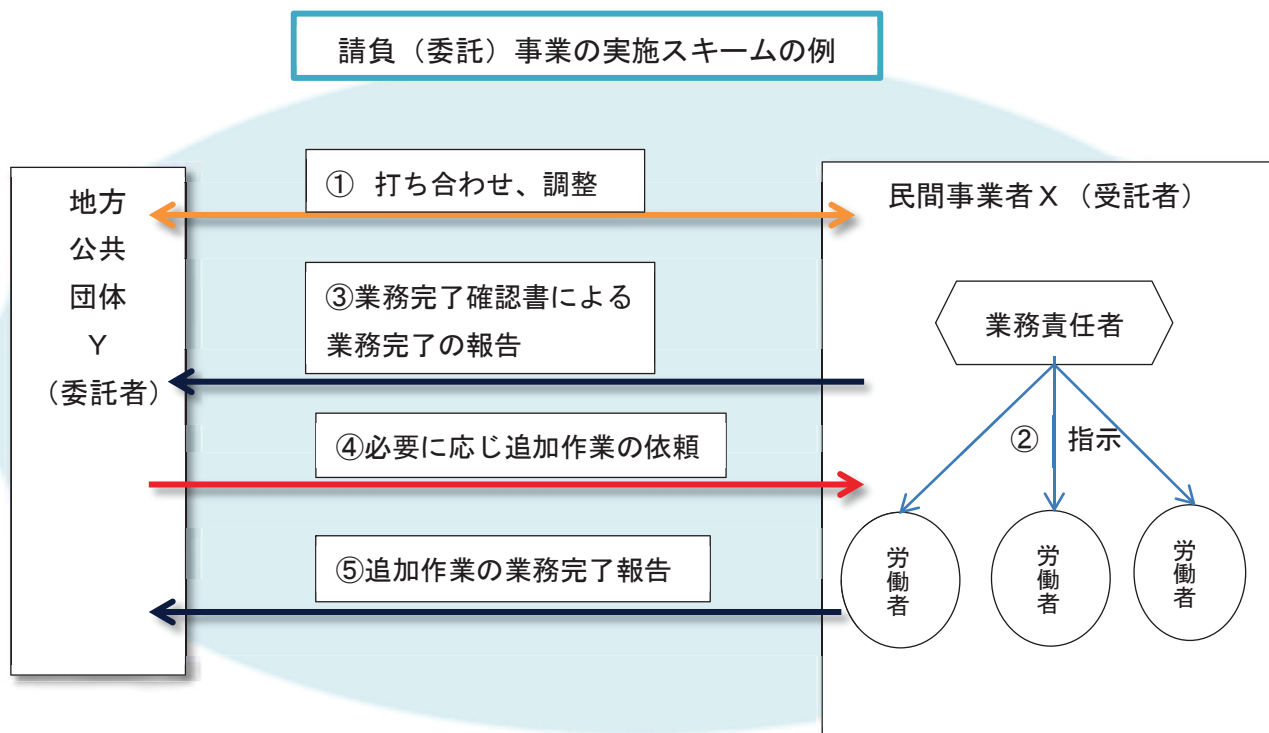
また、受託者にやり直しをさせた場合は、実務上、以下の問題が発生する。

- ① 成果物は、地方公共団体Yのホストデータに取り込み済になるため、当該データをXが修正するにあたっては、アクセス制限が発生するという問題
- ② Xがデータを修正し、再度Yに送信する場合、時間と手間を要し、即日処理が必要な業務の遂行に支障をきたすという問題

ところで、この点について、「本手引き」の5ページには、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」はできない旨の記載がある。

これに従うと、受託業務が適切に行えない可能性があるので、「地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」が一切禁止されているのか、教えていただきたい。

○請負（委託）事業の実施スキーム図（本手引き5頁抜粋）



3 問い合わせから現行手引き改訂に至る内閣府公共サービス改革推進室見解

- (1) 「やり直し」についての事前取り決めに一切禁止しているとの外観であること

現行手引きの記載では、やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決めが、どのような形であれ一切できないと読める記載となっている。かかる記載は、「不可避免的に『やり直し』が発生し、かつ、受託者において『やり直し』を実施することが不合理なケース」においても、地方公共団体が『やり直し』を実施することを一般的に禁止する趣旨と解釈される外観がある。

- (2) 事前取り決めに一切禁止しているとの外観の不都合性

そのため、現状の記載のままでは、「やり直し部分については地方公共団体自

らが作業を行う旨の取り決め」について事前に契約しておくことができないため、民間事業者にとっては「やり直し」に関連する業務内容が不明確となり、受託を躊躇する要因となる。

他方、地方公共団体については、特に「やり直し」が不可避免的に発生する類型の業務については、民間委託を行うこと自体を躊躇する可能性が高いと思われる。

(3) 事前取り決めにつき一般的禁止は過剰であること

ところで、地方公共団体が自らやり直しを行う場合としては、「検収後、納品を受け入れた上で自ら修正を行うケース（受託者は契約上の義務の履行を完了している）」や、「契約上の受託者の債務を一部不履行とした上で、契約から切り離してやり直しを行うケース（単なる債務不履行への事後対応）」など様々なケースが考えられるところであり、これらの中には、いわゆる偽装請負とは言えないケースも含まれ得る。

このように、「やり直し部分について地方公共団体自らが作業を行うことによって、受託者の独立性を害することになり、労働者派遣法に抵触することとなる場面」は、必ずしも一般的ではなく、取り決めの内容、やり直しの程度等によって生じる問題であると考えられる。

しかし、現行手引きの記載では、これらのケース全てが、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」として禁止される趣旨であると解釈される恐れがある。

したがって、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」については、一般的禁止にはなじまず、本手引きで十分な注意喚起をすれば、地方公共団体が適正に請負（委託）を行うことが可能と考えられるため、当該記載部分について厚生労働省需給調整事業課と調整のうえ、本改訂に至った。

以上

### 第3章 資料編

## 「各試行自治体において実施された試行 内容及びその結果」

事例 1

事例 2

事例 3

事例 4

事例 5

事例 6

試行自治体 事例 1（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		母子寡婦福祉資金貸付金
2. 全庁的な効果	<p>（※本貸付金について）</p> <p>●●●の母子寡婦福祉資金貸付金の未収金額（元金）は、約 118,392 千円（平成 26 年 1 月 31 日時点）であるが、●●●からの再三の催告にも応じない回収が困難と思われる債権（過年度分＝委託債権）38,114 千円のうち 3,473 千円（委託債権額の 9.1%）を 1 ヶ月足らずの期間で回収することができた。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>（※本貸付金について）</p> <p>福祉的性格の強い本貸付金については、償還事務に特段の配慮と困難を伴うとともに、滞納者の管理に多くの労力と時間を費やしている。また、徴収事務にあたって専門的な知識・経験を持った職員がいない。</p>	
4. その他特記事項	—	

II 債権種類ごとの取組み内容

（1）債権名：母子寡婦福祉資金貸付金（自力執行権 あり・なし）

1. 開始時期	平成 25 年度
2. 開始理由	未収金（特に回収が困難な債権）が増加しているため。
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託</p> <p>（詳細）</p> <p>・再三の催告にも納付に応じない者や、●●●外等の遠方に転居し回収に必要以上に費用がかかる者等、回収が困難な債権（過年度未払分）について、①催告及び収納業務、②債務者に係る調査業務、③納付相談業務、等を委託している。</p>
4. 委託先	サービサー
5. 委託先決定の評価方法	<p>一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他</p> <p>（詳細、補足等）</p> <p>・公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を委託</p>

	先として決定した。		
6. 委託実績 (平成 25 年 12月～26年1 月)	委託債権額 (A)	38,114 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	3,473 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		9.1%
	分納合意額 (C)	— 千円	(C) ÷ (A)
			— %
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	— 千円	
	回収見込額 (E)	3,473 千円	(E) ÷ (A)
			9.1%
委託金額のうち、免除 (自治法施行令171条の7) 又は放棄 (自治法96条1項10号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A)	0%
処理した債権額合計 (G)	3,473 千円	(G) ÷ (A)	9.1%
残額 (H) = (A) - (G)	34,641 千円	(H) ÷ (A)	90.9%
7. 委託料 (同上)	(I) 656 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合	I ÷ (B + D) 18.9%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 回収実績額の 18.0% に消費税及び地方消費税を加えた額。		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	受託者 (サービサー) の会社名で催告をすることで、長年、●●●からの催告では接触の取れなかった滞納者が連絡をしてくるようになった。		
10. 課題	単年度契約とした場合、契約事務の手続きや債権精査等に相当の時間を要し、受託者の回収期間が短期間になってしまうことから、次年度以降については複数年度契約を予定している。		



試行自治体 事例2（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		奨学金貸付金
2. 全庁的な効果		
3. 全庁的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にも多くの滞納債権を抱えており、全庁的に対応を検討する会議が設置されているが、実効的な動きもなく、債権回収の全庁的な一元化も進まない。</li> <li>・自力執行権を有する債権でないと、臨時訪問をして債務者と接触できてもその場で債権を回収（集金）できないなど、労力の割に債権回収に繋がらない。</li> </ul>	
4. その他特記事項		

II 債権種類ごとの取組み内容

（1）債権名：奨学金貸付債権（自力執行権 なし）

1. 開始時期	平成 25 年度		
2. 開始理由	滞納額が年々増加しているため。		
3. 内容	複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託		
4. 委託先	サービサー		
5. 委託先決定の評価方法	<p>価格と技術の総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格と技術の評価の比重（価格点：技術点＝5：95）</li> <li>・企画提案書で技術を評価し、最も高い評価を得た者と見積もり合わせをして決定した。</li> </ul>		
6. 委託実績 （平成 25 年 9 月～平成 26 年 1 月）	委託債権額（A）	13,568 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額（B） ※（D）の額は含まない	3,941 千円	（B）÷（A） 29.0%
	分納合意額（C）	6,700 千円	（C）÷（A） 49.4%
	分納合意額のうち、実際に支払われた額（D）	1,391 千円	
	回収見込額（E）	（B）＋（C） 10,641 千円	（E）÷（A） 78.4%

	委託金額のうち、免除（自治法施行令171条の7）又は放棄（自治法96条1項10号、各自治体の条例等）した額（F）	0千円	$(F) \div (A)$ 0.0%
	処理した債権額合計（G）	$(E) + (F)$ 10,641千円	$(G) \div (A)$ 78.4%
	残額（H）	$(A) - (G)$ 2,927千円	$(H) \div (A)$ 21.6%
7. 委託料 （同上）	$(I)$ 1,159千円	$(B) + (D)$ （回収した現金総額）に占める割合	$I \div (B + D)$ 21.7%
	経費の決定方法（固定・成功報酬） 現金回収額の28%		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有	あり・なし	
	（情報共有の内容）		
	自力執行権のない債権との共有	あり・なし	
	（情報共有の内容）		
9. 定性的な効果	サービサー名で催告を出すことで、職員が連絡しても反応しなかった滞納者が連絡してくるようになった。		
10. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託初年度ということもあり、委託した債権の債務者から、●●●に対し、苦情の電話が何件かあった。</li> <li>・●●●とサービサーの間で、委託債権に関する一切の窓口はサービサーに一本化する約束となっていたが、●●●の臨時職員が誤って委託債権の債務者に督促の電話をかけてしまい、交渉が一時的に混乱する場面があった。</li> <li>・●●●の規則上、委託債権であっても、債権が回収された時点で延滞金を計算し、債務者に請求し、それが期日まで納入されなかった場合、●●●名で督促状を発送しなければならないことになっていた。そのことについて、受託者と協議した結果、元金が完済されていない債務者に対し、●●●から督促状を送ると、交渉が混乱するので止めて欲しいという要望があり、運用上元金が完済されていない債務者には督促状を発送していない。</li> </ul> <p>このことについて、委託債権の督促に関しては、●●●の規定の対象外としてもらえるよう●●●の規則の改正要望をしている。</p>		

試行自治体 事例3（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		●●●立病院の診療料金等
2. 全庁的な効果	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	
3. 全庁的な課題	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	
4. その他特記事項	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名： 県立病院の診療料金等 (自力執行権 あり・なし)

1. 開始時期	平成25年度		
2. 開始理由	専門的ノウハウ等を有する者を活用して未収金額の縮減を図るため。		
3. 内容	複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託 (詳細) ・民間委託：調定後概ね1年を経過しても、分納等に応じない未納者を対象に、①弁護士法人に所属している弁護士連名での催告書の送付、②反応があった者への納付相談、③弁護士法人名口座への入金又は分納合意書の徴求、等裁判外の事務を委託している。		
4. 委託先	弁護士（法人）		
5. 委託先決定の評価方法	一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他 (詳細、補足等) 公募型プロポーザルにより、委託料の金額、未収金回収の委託業務の実績、催告実施の方法等について点数化をし、最も高い点数を得た者と契約を締結した。		
6. 委託実績 (平成25年 12月31日現在)	委託債権額 (A)	16,000 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	503 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		3.1%
	分納合意額 (C)	0 千円	(C) ÷ (A)

			0%
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	0 千円	
	回収見込額 (E)	503 千円	(E) ÷ (A) 3.1%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令171条の7) 又は放棄 (自治法96条1項10号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A) 0%
	処理した債権額合計 (G)	503 千円	(G) ÷ (A) 3.1%
	残額 (H)	15,497 千円	(H) ÷ (A) 96.9%
7. 委託料 (同上)	(I) 158 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合 503 千円	(I) ÷ (B + D) 31.4%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 現金回収金額の 30% (消費税込み 31.5%)		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	弁護士連名で催告することにより、職員が連絡しても反応のなかった未納者からの問合せが病院にきている。		
10. 課題	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。		

試行自治体 事例4（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		母子寡婦福祉資金債権
2. 全庁的な効果	無記載	
3. 全庁的な課題	<p>全庁的な取組みとして、平成24年3月に税外未収金縮減対策委員会を設置し、未収金の縮減のために取り組んできている。</p> <p>しかし、多くの資金で滞納債権を抱えており、徴収体制や債権管理の手法が十分に構築されていないため、総合的な回収が十分行われていない。</p> <p>また、それぞれの資金でノウハウの蓄積が十分に出来ず、継続的な取組みの強化ができていない。回収に関する業務に対して十分な職員・時間も充てられない状況である。</p>	
4. その他特記事項	無記載	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：母子寡婦福祉資金（自力執行権あり・なし）

1. 開始時期	平成25年10月から
2. 開始理由	徴収率・額が低下したため。
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・<u>民間委託</u></p> <p>（詳細）</p> <p>・民間委託 過年度分の未払い分について、①サービサー名での催告、②反応があった者への納付相談、③サービサー名義の口座への入金または分納対応等を委託している。</p>
4. 委託先	サービサー
5. 委託先決定の評価方法	<p>一者との随意契約・価格競争のみ・<u>価格と技術の総合評価</u>・その他</p> <p>（詳細、補足等）</p> <p>・企画提案書で技術を評価し、最も高い評価を得た者と見積もり合わせをして決定した。</p>

6. 委託実績 (平成25年10月～26年1月)	委託債権額 (A)	(A) 17,148 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	1,126 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		6.6%
	分納合意額 (C)	2,308 千円	(C) ÷ (A)
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	109 千円	
	回収見込額 (E)	(B) + (C) 3,434 千円	(E) ÷ (A) 20.0%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令 171 条の 7) 又は放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号、各自治体の条例等) した額 (F)	(F) 0 千円	(記入不要) (F) ÷ (A) %
	処理した債権額合計 (G)	(E) + (F) 3,434 千円	(G) ÷ (A) 20.0%
残額 (H)	(A) - (G) 13,714 千円	(H) ÷ (A) 80.0%	
7. 委託料 (同上)	(I) 389 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合	(I) ÷ (B + D) 31.5%
	経費の決定方法 (固定・成功報酬) 現金回収額の 31.5%		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有	あり・なし	
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有	あり・なし	
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	サービサー名で催告を出すことで、職員が連絡しても反応しなかった滞納者や連帯保証人が連絡してきた。		
10. 課題	無記載		

試行自治体 事例5（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		水道料金、●●使用料
2. 全庁的な効果	<p>●●●では、税・保険料・料金・使用料について徴収業務を一元化しており、そのうちの私債権に当たるものについて、弁護士と債権回収委託契約を締結し、回収を図った。</p> <p>弁護士からの催告書により、今まで●●●から督促状や催告書を送付しても何ら反応が無かった滞納者が、分割納付・分納誓約書の提出・完納に至るなどの状況が見られた。</p> <p>平成25年8月に契約締結以降、12月末現在で委託対象額の12.5%を回収した。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>(1) 対象者は、委託した債権以外にも滞納があるケースが多い。</p> <p>(2) 委託した債権から優先的に納付された場合、他の科目の納付（回収）が遅れるという問題がある。</p> <p>(3) 納付に至らない対象者について、訴訟の扱いをどうするか。が課題としてあげられる。</p>	
4. その他特記事項	平成26年度も継続して事業を実施し、滞納額の圧縮に努めていく。	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：水道料金・●●使用料 (自力執行権 あり・なし)

1. 開始時期	平成25年8月23日
2. 開始理由	自力執行権を有さない債権についての新たな回収方法
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">民間委託</span></p> <p>(詳細) 水道料金・●●使用料について、弁護士へ委託対象者の内容を渡したのち、担当課が滞納者に対し、弁護士へ債権回収委託をした旨の通知書を送付する。反応のない対象者に対し、弁護士が催告書を送付する。</p>
4. 委託先	弁護士
5. 委託先決定の評価方法	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">一者との随意契約</span>・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他</p> <p>(詳細、補足等) 私債権回収について、民間に委託を行う初の試みである。委託に当たり、内閣府の提案や助言を受け、当町非常勤弁護士への委託が可能となり契約に至った。</p>

6. 委託実績 (平成 25 年 9 月～25 年 12 月)	委託債権額 (A)	9,616 千円	委託金額に占める割合
	現金回収額 (B)	1,202 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		12.5%
	分納合意額 (C)	4,247 千円	(C) ÷ (A)
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	千円	
	回収見込額 (E)	(B) + (C) 5,449 千円	(E) ÷ (A) 56.7%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令 171 条の 7) 又は放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A) 0%
	処理した債権額合計 (G)	(E) + (F) 5,449 千円	(G) ÷ (A) 56.7%
残額 (H)	(A) - (G) 4,167 千円	(H) ÷ (A) 43.3%	
7. 委託料 (同上)	(I) 360 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) 1,202 千円	I ÷ (B + D) 30.0%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 毎月 1 日～末日までの回収金額の 30% ・1 人の対象者につき回収金額が 50 万円を超えた場合は、超えた金額の 25% ・弁護士が 3 回催告しても回収できなかった場合は、1 人当たり 1,000 円		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
	(情報共有の内容) 徴収部門が一元化されているため、対象者に、税・保険料などの滞納がある場合、氏名・住所・生年月日・滞納科目・金額・交渉経過がいつでも参照できる。		
	自力執行権のない債権との共有 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
	(情報共有の内容) 同上		
9. 定性的な効果	弁護士が催告書を送付することで、職員が連絡 (電話・文書) しても反応が無かった滞納者から連絡があったり、完納を含めて納付するようになった。		
10. 課題	債権回収に関して、弁護士が催告書を送付しても全く無反応の者からいかに回収するかが今後の課題である。		



試行自治体 事例6（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
2. 全庁的な効果	<p>支払督促手続きについて実践的な研修を行った。手続きに関する知識、理解が深まったことで、支払督促手続を実施することを具体的に明言する催告を行うことができた。</p> <p>これによって、支払督促の対象となった7件の債権（水道料金2件、大学等奨学資金貸付金3件、住宅建設資金貸付金2件）のうち、6件について分納合意をすることができた。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>平成25年4月に債権管理条例を施行し、これに合わせて債権管理マニュアルを整備した。職員の意識向上、条例、マニュアルに基づく債権管理・回収を推進するため、外部講師による債権管理・回収に関する研修会を実施したい。</p>	
4. その他特記事項	<p>当該自治体では試行として債権管理・回収について弁護士による研修会を実施した。</p>	

II 債権種類ごとの取組み内容

（1）債権名：特定なし

1. 開始時期	平成25年8月
2. 開始理由	債権管理・回収に関する職員の意識向上、知識の習得
3. 内容	<p>弁護士による研修会</p> <p>（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払督促手続きについて、書面作成方法を含む実践的な研修</li> </ul>
4. 委託先	弁護士
5. 委託先決定の評価方法	一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他⇒大阪弁護士会のあっせん

## 「委託に当たってのチェックポイント集」

公金債権回収の民間委託については、「試行自治体」をはじめ各地方公共団体において民間委託を実施し、また、事務局において地方公共団体及び民間事業者に対してヒアリングを実施した結果、主な留意点として以下のような事項が得られた。

### 第1 過度な入札参加要件を課していないか

募集要項、仕様書等において、以下のような入札参加要件を課している事例が見られた。

過度な要件の例	過度と考えられる理由
貸付金をサービサーに委託するにあたり、「債権管理回収に関する特別措置法に規定する集金代行業務の兼業承認を受けていること。」を要件とすること。	地方公共団体を債権者とする貸付金は「特定金銭債権」にあたるため、サービサーであれば請求行為が可能である。さらに重ねて、「集金代行業務」の兼業承認を受けている必要はない。
受託者について、弁護士法人格や司法書士法人格を要件とすること。	弁護士と弁護士法人、司法書士と司法書士法人との間に、特段の法令上の違いはない。
受託者について、委託者の市町村内に事務所が存在することを要件とすること。	地域によっては、受託可能者が著しく制限される可能性がある。 同一市町村内に所在するべき必要性（例 滞納者を事務所に呼び出す必要性等）について、慎重に検討するべきである。
○×市財務規則△条による競争入札参加資格者名簿に登載されている者 （※この記載自体が過度な要件なのではなく、右欄記載のとおり、入札時までに名簿に登載される時間的余裕が無い場合に問題となる。）	「名簿に登載されていない者が、入札時までに名簿に登載されることができるようにする十分な時間的余裕や配慮」がなければ、入札者が一部の者のみとなって、競争性が阻害され、コスト削減が図れなくなる可能性がある。

<p>○×の徴収に関する経験が△件以上あること</p>	<p>① 経験要件を課すと、入札者が一部の者のみとなって、競争性が阻害され、コスト削減が図れなくなる可能性がある。</p> <p>② 経験要件を課す場合には、当該要件が事業目的との関係で合目的であるか、必要性がどの程度であるか等について検討する必要がある。</p>
-----------------------------	--

## 第2 委託する債権は、回収困難な債権ばかりではないか

回収困難な債権ばかりの場合で、かつ、現実に回収した額を基準とした成功報酬制を採用した場合には、成功報酬率を上昇させたとしても、実際に回収できる額が少額であり、受託者にとって採算割れが生じるリスクがあるため、そもそも入札者が現れない可能性がある。

回収困難な債権の例	回収困難となる理由
債務者が遠方に移住しているケース	戸別訪問や納付相談会を実施して、直接面談をすることが困難。
債務者の住所や電話番号が不明なケース	<p>受託者が債務者に接触することが困難。</p> <p>住民票や戸籍の附票を利用して調査をする場合には、相応のコストが必要であるばかりか、調査しても現住所が判明しないことがある。</p>
債務者に資力がないケース	そもそも、債務者側に支払能力がない。
債務者一人あたりの債務額が低額なケース	債務額が低額な債務者については、コストをかけた回収をすると、コスト割れしてしまう。
<p>① 対象債権が複数の納期に分割され、かつ</p> <p>② 債務者が滞納をしても期限の利益を失わず、かつ</p>	過年度分については民間受託者が請求をするが、新たに納期限が到来した債権については、一旦地方公共団体の長名義で督促をする必要があるため、滞納者

<p>③ 過年度債権のみならず将来納期限が到来する債権についても回収を委託する ケース</p> <p>(例えば、奨学金等において、このような運用をしている事例が見られる。)</p>	<p>からすれば、同じ種類の債権について、地方公共団体及び民間受託者の双方から請求がなされることになる。</p> <p>このような場合、滞納者から民間受託者に対して質問や苦情が来るなど、事務が煩雑化するリスクがある。</p> <p>(「現年度分についても民間委託を実施するが、納期限が新たに到来するたびに、地方公共団体からも法令に基づいて一旦督促がなされる旨」を滞納者らに事前に説明しておくことで、このリスクを一定程度軽減することが可能ではあるが、軽減可能な度合いについて、委託者・受託者間で認識を共通化する必要がある。)</p>
<p>債務者が、支払わない理由について法律上の理由を主張しているケース (例 診療費を滞納している者が、病院側の医療過誤を主張している場合等)</p>	<p>債務者側に一応言い分があるため、場合によっては裁判所における手続きが必要となる可能性がある。</p>
<p>債権管理台帳等の情報が整備されていないケース</p>	<p>① 時効消滅しているか否かが不明であり、そもそも委託するべきかどうか判断できないことがある。</p> <p>② 債務者との過去の折衝記録が不明だと、回収交渉がスムーズに進まないことがある(したがって、民間業者が受託に消極的となる可能性がある。)</p> <p>③ 委託にあたった情報整備にコストがかかる可能性がある。</p>

### 第3 受託者に対する情報開示は十分か

入札の前に、委託する債権や債務者の属性について、募集要項等において開示しておくことが考えられる。

入札者は、委託される予定の債権について十分な情報が得られれば、それをもとにリスク計算をして、妥当な報酬額(ないし成功報酬率)を提案することができる。

もし、不十分な情報しか得られない場合には、入札者は、安全をみて高めの報酬額（ないし成功報酬率）を求めざるを得なくなる。

開示が必要と考えられる情報例	開示が必要と考えられる理由
<p>委託する債権に関する情報のうち以下の項目については整理済みであり、契約後、受託者に対して提供される旨</p> <p>例：</p> <p>① 債務者の基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日。性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</p> <p>② 連帯保証人・保証人がいる場合には、これらの者に関する基本情報（（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</p> <p>③ 各債権の発生日、履行期限、利息の利率、弁済額、</p> <p>④ 従前の交渉経緯など</p> <p>特にサービスの場合には、債権管理回収業に関する特別措置法 20 条、同法施行規則 15 条 1 号、2 号、債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン「3-3-2 各法定帳簿の記載事項等」に定められた事項</p>	<p>債権回収にあたって必要となる情報が整理されていない場合には、契約後コストをかけて情報収集する必要があり、コスト増大（報酬の増大）につながる。</p> <p>さらに、入札後、回収に着手するまでの時間も長く必要となる。</p> <p>サービスは、記載事項が法定された「法定帳簿」を作成することが義務付けられている。したがって、法定された記載事項については、事前に委託者側において整理しておくことが、スムーズな引継ぎ及びコスト削減につながる。</p>
<p>回収の可能性、コストを示す情報（具体的な情報例は、次段以下に記載。）</p>	<p>どの程度の回収が可能か、どの程度のコストが必要かについて入札者希望者に計算をさせ、入札するか、するとして入札価格をどの程度の額にするのか、について判断をさせる必要がある。</p>

	<p>回収の可能性を示す情報がなければ、入札者は、回収困難な場合に備えて、高めの成功報酬額を希望する傾向が強くなる。</p> <p>情報が細かければ細かいほど、入札参加者らは、より精度の高い見積もりが可能となる。ただし、どの程度の細かい情報が費用対効果の点で最も合理的かは、今後の蓄積が待たれる。</p> <p>今後は、電子データの活用をもとに、滞納者を特定されない範囲で、それぞれの債権につき、「金額、滞納者の居住地、滞納者が電話で連絡を取れる相手か、滞納期間はどの程度か」、などをはじめとした、債権の詳細について、入札希望者に示すことも考えられる。</p> <p>現時点では、たとえば、以下の情報例について、  <u>「○納期限経過から1年間以下の債権で、○滞納者が市内居住で、○4万円以上の債権は、総数**件、合計額で**円である」</u>      などと、各情報例ごとの組み合わせを示すことも考えられる。      (ただし、各情報例の項目が増えれば増えるほど、また、情報例の内部の区分けが細かければ細かいほど、合計の組み合わせ数が増える。)</p>
(情報例 1)	長期滞納債権であればあるほど、回収

<p>納期限経過から*年間以下の債権が、件数にして**件、金額ベースにして**円（適宜数年間ごとに区切って、債権の若さごとに示す。）</p>	<p>が困難であることが通例である。</p>
<p>(情報例2)          滞納者のうち、市内居住者は**人、県内居住者は**人、県外居住者は**人、現住所不明者は**人          （交通の便などをもとに、より地域を詳細に記載することも考えられる。）</p>	<p>滞納者の居住地の分布は、戸別訪問実施のコスト、納付相談会実施のコスト（相談会場の場所、回数等）に影響する。</p>
<p>(情報例3)          債務者一人あたりの滞納額（滞納額ごとに区切ったセグメントごとの滞納者の数）          例          1万円未満：**人（全体の*%）          1万円以上2万円未満：**人（全体の*%）          2万円以上4万円未満：**人（全体の*%）          4万円以上：**人（全体の*%）          など</p>	<p>非常に低額な債権が多数存在する場合には、債務者一人にかけられる時間・労力等のコストに限界が出てくる。</p>

#### 第4 受託者に対して、過剰な要求をしていないか

受託者が得る報酬と比して過剰となる要求をする場合には、入札が躊躇されるリスクがある。

過剰な要求の例	解説
<p>最低限の回収目標額を定め、それに達しなかった場合には、一定の割合によって報酬額を減額する。</p>	<p>① 回収目標額、減額割合によっては、過剰な要求となる。          ② 特に、委託した債権の回収困難度によっては、過剰な要求となる。</p>
<p>受託者が入札時に示した収納予定額</p>	<p>① 減額割合によっては、過剰な要求</p>

に達しなかった場合には、一定の割合によって報酬額を減額する。	となる。 ② 特に、委託債権の回収困難性に関する情報の開示が不十分な場合には、受託予定者としてはリスクが読めないため、入札を躊躇する可能性がある。
同種案件と比して、著しく低額の報酬を求めること	そもそも受託に至らないか、受託業務の品質が維持できないリスクがある。
請求・折衝の対象を債務者、保証人以外の関係者まで含めている。	同居の家族等を念頭に置いているものと思われるが、法的に支払義務のない関係者に対する折衝まで業務内容に含めると、業務の範囲が不明確になり、受託者の負担になる。 また、支払義務のない者への請求は、事故発生のリスクがある。

#### 第5 受託者に対し、適切に業務を履行させる手段を確保しているか

地方公共団体に対するヒアリングの結果、「特に成功報酬制をとった場合において、回収しやすい債務者からのみ回収され、回収困難であると受託者において判断された債務者については、適切な回収行動を取ってもらえない懸念がある」との意見が複数見られたところである。

そこで、地方公共団体において、受託者に実施してもらいたい最低限の作業については、仕様書に明記し、当該作業を契約の内容としておくこと、成功報酬の支払方法を工夫することなどが考えられる。

ただし、実施すべき作業をあまりに詳細に規定してしまうと、受託者の創意工夫の機会を害し、結果として十分な回収ができなくなることや、委託報酬の増額につながる可能性、さらには「受託者への過剰な要求」となって、入札が躊躇されることがあるため、注意が必要である。

手段の例	解説
定例会を開催し、進捗状況、課題について地方公共団体と民間受託者との間で共有を行うことを定める。	ただし、コスト増の要因となる。 新たな指示を受託者に対して実施することを定めた場合も、コスト増の要因



	<p>となる。</p>
<p>行方不明者の場合には、住民票や戸籍の附票の取得、判明している最後の住所地又は居所の居住確認を義務づける。</p>	<p>事務量及び実費負担が増えるため、委託費用が増大する。</p> <p>特に成功報酬制度をとった場合、委託する債権によっては受託者が赤字リスクを恐れ、入札者が現れない可能性がある。</p>
<p>行方不明者の捜索に必要となる、住民票や戸籍附票入手に必要となる実費については、地方公共団体が負担するか、住民票や戸籍附票を公用請求で自ら取得して民間受託者へ渡すこととする。</p>	<p>受託者側における赤字リスクの一つを回避できるため、受託者による困難案件への取り組みを促進する。</p>
<p>仕様書において、債務者全員に対する最低架電回数や、書面の送付回数を規定しておく。</p>	<p>架電件数については、「一件あたり呼出音を最低6回鳴らす」、などと具体的に定める必要がある。</p>
<p>仕様書に定められた最低架電回数や書面の送付回数を下回った場合の報酬減額（ディスインセンティブ）を定めておく。</p>	<p>回収率や回収額を基準とした報酬減額は、債権の性質にもよるため、当該減額割合の妥当性評価が困難で、委託者受託者双方が納得する基準を設定しにくい面がある。</p> <p>他方、最低架電回数や書面の送付回数であれば、比較的、基準を定めやすい。</p> <p>減額率、減額方法については契約書上に明示しておく。</p> <p>ただし、参入障壁となり、競争性が阻害されてコストが増加するリスクもあるため、過度な減額とならないように留意すべきである。</p>
<p>行方不明者、長期滞納や遠方の債務者など回収困難な債権については、他の債権と比べて高めの成功報酬率（インセンティブ）を設定しておく。</p>	<p>回収困難な債権を重点的に処理することについて受託者にインセンティブを与える。</p> <p>このような対応をするためにも困難</p>

	<p>案件の情報整理を行っておくことが必要である。</p> <p>ただし、生活困窮者の自立を妨げる回収となるリスクがあるため、「生活困窮者及びその疑いのある者については、回収前に地方公共団体と金額等について協議する」、などの規定も入れることが考えられる。</p>
--	---

## 第6 受託者と地方公共団体の役割分担

役割分担の例	解説
債務者が転出している場合、住民票の写し等の取得は地方公共団体が行うことを検討する。	<p>公用請求をしたほうが、スムーズに住民票の写し等を入手可能なことがある。</p> <p>委託といえども、すべてを受託者に委ねるのではなく、適切な役割分担を行うことが、回収業務が円滑に進むことに寄与する。</p>
住民票の写し等を受託者が取得する場合、当該手続に係る費用負担について、予め決めておく。	費用負担を定めておかないと、回収の質を上げるために必要な手続がなされず、良好な委託結果が得られない可能性がある。
電話・文書による催告のほか、納付相談業務についても民間委託の対象とするなど。	両者を分割し、納付相談については公務員が実施する、との手法もあり得る。

## 第7 入札参加者への周知

周知方法	解説
募集要項、仕様書等をホームページで公表する。	広く公表することで、入札参加者が増える可能性が高まる。
入札参加資格が限られる場合には、当該団体への個別周知を行う。	個別に周知することで、入札参加者が増える可能性が高まる。当該団体のホームページで公表してもらうよう依頼す

	る方法もある。
--	---------

## 第8 民間委託の前に実施しておくべき事前準備

事前の準備が不十分であると、民間受託者との契約の締結後、民間受託者が実際に回収を開始するまでに相当の期間が必要となることがある。

また、受託者側においても工数が発生するため、今後、事前準備が十分である旨が情報提供されていない事案については、入札額が上昇する可能性や、入札者が現れない可能性がある。

他方で、事前準備が十分な場合であれば、契約後の引継がスムーズとなり、回収の着手も速やかになされる。

また、事前準備が十分である旨について公告等において適切な情報公開がなされれば、入札者らにおいて工数を読むことができるため、入札額が高くなることを防ぐことが期待できる。

事前準備	解説
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約書や分納誓約書等の、債務者から提出された書面等</li> <li>○ 委託する債権に関する情報の整理例： <ul style="list-style-type: none"> <li>①債務者の基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</li> <li>②連帯保証人・保証人がいる場合には、これらの者に関する基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</li> <li>③各債権の発生日、履行期限、利息の利率、入金（納付）履歴、</li> <li>③ 従前の交渉経緯（交渉履歴）</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p> <p>特にサービスの場合には、債権管理回収業に</p>	<p>債権回収にあたって必要となる情報が整理されていない場合には、契約後コストをかけて情報収集する必要があり、コスト増大につながる。</p> <p>さらに、入札後、回収に着手するまでの時間も長く必要となる。</p> <p>また、民間受託者への情報提供に当たっては、可能な限り電子媒体で提供することが望ましい。電子媒体でない場合は、民間受託者において提供のあったデータの入力及び整理する作業やそれを厳重にチェックする作業が発生するためである。</p> <p>サービスは、記載事項が法定された「法定帳</p>

<p>関する特別措置法 20 条、同法施行規則 15 条 1 号、2 号、債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン「3-3-2 各法定帳簿の記載事項等」に定められた事項</p>	<p>簿」を作成することが義務付けられている。したがって、法定された記載事項については、事前に委託者側において整理しておくことが、スムーズな引継ぎ及びコスト削減につながる。</p>
--	--

## 第 9 生活困窮者自立支援対策

自立支援の例	解説
<p>受託者が、「滞納者が生活困窮に陥っていること」を疑わせる事情を知った場合には、ただちに、当該事情及び関連資料を、地方公共団体へ知らせる旨の規定を入れる。</p>	<p>生活困窮者の早期把握の趣旨である。今後、当該滞納者が生活困窮者自立支援法に基づく支援に適切につながる等の取組実績が認められた場合には、なんらかのメリット（表彰等によるブランドイメージ向上等）を受託者に与えることも考えられる。</p>

## 第 10 その他

（報酬に関する配点について）

入札の各評価項目における、報酬に関する配点（報酬額が低ければ点数が高くなり、報酬額が高ければ点数が低くなる。）が全体の合計点に占める割合については、地方公共団体ごとに、非常に大きな幅が見られるところである。

現時点においては、報酬に関する配点の全体の合計点に占める最も合理的な割合は知られていないところであるため、各地方公共団体におかれては、関連する法令や内規等に従いつつ、最も合理的と考えられる割合を用いられたい。

## 「試行自治体等で用いられた仕様書等の事例」

事例 1 公営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託

事例 2 母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

事例 3 病院未収金回収業務委託

事例 4 病院等診療費等自費未収金徴収事務委託

※ 事例 1～4 は、民間事業者から企画提案書の提出を受け、その内容を評価して、評価点が最も高かった者から契約交渉を実施する、いわゆる『プロポーザル方式』を掲げている。

これらは、ある地方公共団体で使用された一例にすぎず、この内容の合理性を保障する趣旨のものではない。あくまで参考としての利用にとどめられたい。

## 実例 1 公営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託

- 1 募集要項
- 2 仕様書
- 3 第1号様式～第11号様式
- 4 事業者選定委員会設置要綱
- 5 事業者選定委員会実施要領
- 6 審査結果

### ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル 募集要項

#### 1 業務の名称

- 営住宅退去者滞納家賃回収等業務（以下「本業務」という。）

#### 2 業務の内容

別紙「●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおりとしますが、以下の点に留意して下さい。

- (1) 委託債権の回収手法等については、本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する事業者の提案に委ねるものとしませんが、仕様書に掲げる業務は必ず実施するものとしします。
- (2) 回収不能の基準及び報告書の作成等については、本プロポーザルに参加する事業者の提案に委ねるものとししますが、回収不能の基準については、次に掲げる事由に該当する場合等を想定しています。

なお、債務者が、それぞれ異なる事由に該当する場合も、同様とみなします。

- ① 債務者について、戸籍及び住民票等の取得や追跡調査によっても所在が判明しないとき。
- ② 債務者が死亡し、その相続人が不存在であるとき。
- ③ 債務者が破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、委託債権について、免責されているとき。
- ④ 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- ⑤ 債務者が委託債権について、時効の援用をしたとき。

### 3 業務履行期間

平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

### 4 受託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

### 5 契約担当課

●●●●●●●●●●

〒●●●●-●●●●

●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●

電話 : ●●●-●●●-●●●●● (直通)

FAX : ●●●-●●●-●●●●●

E-mail : ●●@●●.●●.●●.●●

### 6 プロポーザル参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる事業者は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とします。
- (2) 弁護士等は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 国税及び●●●税を滞納していないこと。
  - ③ ●●●民税・●●●民税の特別徴収を実施していること。
  - ④ ●●●●●物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成●●年●●月●●日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
  - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
  - ⑦ 破産法の規定による破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
  - ⑧ ●●●●●暴力団排除条例（平成●●年条例第●●号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

- ⑨ ●●●契約関係暴力団排除措置要綱（平成●●年●●月●●日施行）による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑩ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- ⑪ 委託する業務を他の業者に再委託することがない者であること。

## 7 予算額

平成●●年度当初予算が●議会の議決前のため、以下は予定額です。

予算額 ●, ●●●, ●●●円

（平成●●年度から平成●●年度まで。消費税及び地方消費税含む。）

なお、予算額の内訳は次のとおりです。

平成●●年度予算額 ●, ●●●, ●●●円

平成●●年度予算額 ●, ●●●, ●●●円

## 8 委託料

仕様書のとおりとしますが、以下の点に留意して下さい。

- (1) 成功報酬率及び回収不能報告書作成額は提案によるものとし、成功報酬率については上限を40%とし、回収不能報告書作成額については上限を1件5,000円とします。
- (2) 委託料の各年度の支払限度額（各年度、消費税及び地方消費税含む。）は次のとおりです。

なお、平成●●年度当初予算が●議会の議決前のため、以下は予定額です。

平成●●年度支払限度額 ●, ●●●, ●●●円

平成●●年度支払限度額 ●, ●●●, ●●●円

## 9 日程

- (1) 公募開始日（●●●ホームページ）  
平成●●年●●月●●日（●）
- (2) 参加表明書等提出締切日  
平成●●年●●月●●日（●）
- (3) 質疑締切日  
平成●●年●●月●●日（●）
- (4) 質疑回答日  
平成●●年●●月●●日（●）



- (5) プロポーザル参加資格審査結果通知日  
平成●●年●●月●●日（●）【予定】
- (6) 企画提案書提出締切日  
平成●●年●●月●●日（●）
- (7) 選定結果通知日（交渉権第1位及び第2位の事業者決定）  
平成●●年●●月●●日（●）【予定】

※1 本業務についての説明会を実施する予定はありません。

※2 質疑、参加表明書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とします。

## 10 応募書類の配付

平成●●年●●月●●日（●）から平成●●年●●月●●日（●）まで、●●●ホームページからダウンロードしてください。

●●●ホームページ：<http://www.●●.●●.●●.●●/>

## 11 参加表明受付

企画提案書を提出（プロポーザル参加）する事業者は、下記のとおり書類を提出して下さい。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
  - ア ●●●内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が●●●内の弁護士法人
    - ・ ●●●が発行した平成●●年度分の●●民税及び固定資産税の納税証明書
    - ・ 所管税務署が発行した納税証明書（その3）
  - イ ●●●外在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が●●●外の弁護士法人
    - ・ 所管税務署が発行した納税証明書（その3）
- ④ ●民税・●民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写し（対象は直近1年度分（平成●●年度分））
  - ア ●●●における特別徴収義務者である場合



持参の場合、上記提出期限までの土曜日及び日曜日を除く、●●時から●●時まで(●●から●●までを除く)に持参して下さい。

郵送の場合、上記提出期限内に必着とします。なお、郵送で提出した旨を前記5の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をしてください。

## 1.2 参加資格の審査及び通知

提出書類について、参加資格を審査し、平成●●年●●月●●日(●)(予定)に審査結果を全ての事業者へ通知します。

また、参加を承認しないこととした事業者には、その旨を付して通知します。

なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書(●●公印を押印したもの)を送付します。

## 1.3 企画提案書の提出

### (1) 提出書類及び部数

次に掲げる書類について、各●●部作成し、①から⑧の順に2箇所ホッチキス留めにし、提出して下さい。

- ① 企画提案書表紙(第4号様式)
- ② 業務実施方針(第5号様式)
- ③ 業務実施手法(第6号様式)
- ④ 業務実施体制(第7号様式)
- ⑤ 1年間の目標回収率(第8号様式)
- ⑥ 回収額に対する成功報酬率(第9号様式)
- ⑦ 回収不能事案における報告書作成額(第10号様式)
- ⑧ 債権回収・整理に関するその他有益な提案(様式自由)

また、補足資料(カタログやパンフレット等)がある場合は、企画提案書と別に提出を認めますが、それらについても各●●部提出して下さい。

### (2) 提出期限

平成●●年●●月●●日(●)●●時まで

なお、この期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

### (3) 提出先

前記5の契約担当課まで

### (4) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送して下さい。なお、提出後は、その理由

にかかわらず、差換えや撤回をすることはできません。

持参の場合、上記提出期限までの土曜日及び日曜日を除く、●●時から●●時まで(●●から●●までを除く)に持参して下さい。

郵送の場合、上記提出期限内に必着とします。なお、郵送で提出した旨を前記5の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をしてください。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書の提出は1事業者につき1提案とします。
- ② 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。
- ③ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成して下さい。
- ④ 印刷の色はカラー、白黒を問いません。
- ⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ⑥ 提出された企画提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となる場合があります。

## 1.4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

平成●●年●●月●●日(●)●●時までとし、それ以後は一切受け付けません。

(2) 質問方法

必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信してください。電話、FAX、送付、直接来所等による質問には応じません。

E-mail : ●●@●●.●●.●●.●●

(3) 質問書の様式

様式は自由としますが、次の項目を明記して下さい。

- ① 電子メールの表題(「プロポーザルに関する質問(弁護士氏名又は弁護士法人名称)」として下さい。)
- ② 質問者の氏名又は名称・所属弁護士会・事務所の所在地・電話番号・メールアドレス
- ③ 本募集要項のどの箇所に関する質問であるのか

(4) 質問に対する回答

平成●●年●●月●●日(●)までに、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答します。

併せて、●●●ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。

## 15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 募集要項に違反したと認められる場合

## 16 企画提案書の審査（受託事業者の選定）

### (1) 審査項目及び配点

- ① 業務実施方針（●点）
- ② 業務実施手法（●点）
- ③ 業務実施体制（●点）
- ④ 1年間の目標回収率（●点）
- ⑤ 回収額に対する成功報酬率（●点）
- ⑥ 回収不能事案における報告書作成額（●点）
- ⑦ 債権回収・整理に関するその他有益な提案及び企画提案書全体に係る総合評価（●点）

### (2) 審査・選定方法

- ① ●●●の庁内関係部で構成する選定委員会が企画提案書の内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者から順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定します。なお、プレゼンテーションは実施しません。
- ② 選定委員会は、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。
- ③ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。
- ④ 審査内容、結果についての異議は認められません。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、平成●●年●●月●●日（●）（予定）に企画提案書を提出した全ての事業者に通知します。

また、交渉権第1位及び第2位に選定された事業者については、その旨を付

して通知します。

通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（●●公印を押印したもの）を送付します。

なお、選定結果は、●●●ホームページにおいて公開します。

## 17 契約の締結

- (1) 交渉権第1位に選定された事業者と●●●が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。
- (2) 契約期間は平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとします。
- (3) 交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

## 18 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルにおいては、すべて弁護士会に届出済の弁護士の職印又は法人印を使用してください。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、●●●情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合があります。

## ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務 仕様書

### 1. 業務名

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務（以下「本業務」という。）

### 2. 業務の目的

●●●の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、歳入の収納事務の外部委託が可能な●営住宅の家賃（店舗部分の家賃を含む。以下同じ。）等を対象として、専門性及びノウハウを有する弁護士又は弁護士法人に、家賃等回収及び回収不能家賃等の報告書作成の業務を委託することにより、未収家賃等の回収強化を図り、公平な●民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

### 3. 委託債権

●営住宅にかかる家賃等で、既に退去済みの者の滞納家賃等。

詳しくは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）、「●●●営住宅条例（平成●●年●●●条例第●●号）」、「●●●営住宅条例施行規則（平成●●年●●●規則第●●号）」を参照。

### 4. 委託業務の内容

(1) 家賃等を滞納したまま●営住宅を退去した元入居者及び保証人（それぞれの相続人を含む。以下「債務者」という。）に係る滞納家賃等（現在、分納誓約中その他の理由により、納付が見込まれるものを除く。）の収納事務等であり、具体的な事務の範囲は、次のとおりである。

- ① 債務者に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、その権限があることを示すこと。
- ② 債務者への納付催告及び納付交渉。
- ③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理。
- ④ 受託債権の収納及び領収証の発行。







### ③ 金額

- (2) 受託者は、領収書の様式と領収印の印影について書面で●●に報告すること。
- (3) 受託者は、債務者から委託債権を収納したときは、現金出納簿により整理すること。
- (4) 受託者は、収納日ごとに領収金日計表を作成すること。
- (5) 受託者は、各月末までに収納した委託債権を、●●の発行する納入通知書により、翌月10日までに納付すること。
- (6) 受託者は、前号の規定による納付の後、速やかに次に掲げる書類を●●に提出すること。
  - ① 領収金日計表
  - ② 領収書の控えの写し
  - ③ 現金出納簿の写し
- (7) 受託者は、委託期間中、領収書の控えを適切に保存するものとし、委託期間終了時にこれを●●に引き渡すものとする。

## 1 2. 報告業務

- (1) 受託者は、債務者等の支払状況及び債務者等への対応内容について記録し、●●へ毎月1回以上報告を行うこと。
- (2) 前記4. による業務を実施しても、回収不能であることが判明した債権については、催告を中止し、回収不能報告書を作成し、戸籍及び住民票等の証拠資料並びに調査記録を添付のうえ、●●に提出すること。
- (3) 債務者等とのトラブル、苦情等については随時報告を行うこと。

## 1 3. 秘密の保持

- (1) 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。
- (2) ●●●個人情報保護条例（平成●●年●●●●条例第●号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること

## 1 4. ●●の委託債権に係る催告の制限

- (1) ●●は、委託債権について、債務者に対し、受託者に無断で未納額を通知し、又は催告してはならない。

- (2) ●●は、●●の催告によらずに債務者から委託債権の支払を受けた場合は、受託者に対し、その内容を連絡するものとする。

#### 15. 入金口座及び保管口座

- (1) 受託者は、納付書又は振込により債務者から委託債権の支払いを受けるときは、当該事務専用の決済用預金の口座で受けなければならない。また、債務者から現金書留郵便等による送金又は現金の持参があったときは、当該事務専用の決済用預金の口座に速やかに入金しなければならない。
- (2) 受託者は、収納した現金を●●に納付するまでの間、前号の口座において、確実かつ安全に保管しなければならない。
- (3) 第1号に規定する当該事務専用の決済用預金の口座とは、受託者が金融機関において「●●●営住宅退去者家賃等預かり口座 ○○○○」（○○○○は受託者名）の口座名で開設した口座とする。
- (4) 受託者は、第1号に規定する口座を委託事務以外の用途に用いてはならない。
- (5) 受託者は、第1号に規定する口座を開設した場合は、書面でその旨を●●に届け出なければならない。

#### 16. 委託債権の追加、修正、中止

- (1) ●●は、新たに特定の債権について、委託の追加を行う際は、受託者の了承を得た後、受託者に情報を提供するものとする。
- (2) ●●は、委託債権について、受託者への情報提供後、提供した情報と異なる事実が発覚した場合は、速やかに受託者に報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託債権のうち、特定の債権について、●●から委託の中止の申し出があった場合、これに応じるものとする。
- (4) ●●●及び受託者は、第1号から前号までの事実が発生した場合には、債権数及び債権金額を相互に確認するものとする。
- (5) 委託債権の追加、修正、中止による成功報酬率の変更は行わない。

#### 17. 収納事務に要する費用の徴収の禁止

受託者は、理由の如何を問わず、委託事務を遂行するに際し必要な費用を債務者から徴収してはならない。

#### 18. 契約終了後の措置

- (1) 受託者は、契約が終了したときは、直ちに前記15. に規定する決済用預金の口座を閉鎖するとともに、保管している金額を●●に報告し、●●の発行する納入通知書により、当該金額を●●に納めなければならない。
- (2) 履行期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を●●に返還すること。
- (3) 本業務における債務者との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、次期受託者の業務に活用するため、全て●●に無償で提供するとともに、経過記録及び情報に関する問合せに対し、誠実に対応すること。
- (4) ●●が提供した資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後はすみやかに●●に返却すること。

## 19. その他

- (1) 受託者は、本業務を再委託することはできない。
- (2) この仕様書に定めがない事項については、関係法令によるほか、プロポーザルにおける企画提案書の内容を踏まえ、双方協議のうえ定めるものとする。

(第1号様式)

●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託  
公募型プロポーザル

参加表明書

平成 年 月 日

●●●● 様

「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに、関係書類を添えて、参加表明します。

提出者

事務所所在地

事業者名

印

〔連絡先〕

事業所等名称	
担当部署名	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(第2号様式)

●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託  
公募型プロポーザル

誓約書

平成 年 月 日

●●●● 様

「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに参加表明をするに当たって、「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザル募集要項の「6 プロポーザル参加資格要件」をすべて満たしていることを誓約します。

誓約者

事務所所在地

事業者名

印

(第3号様式)

## 特別徴収義務者でないこと等の報告書

平成 年 月 日

● ● ● ● 様

提出者 事務所所在地

事業者名

印

当方は、提出日現在において、●●●を含む●●●下市町村の特別徴収義務者ではありません。

なお、今後、●●●における●民税・●民税の特別徴収義務が発生した場合におきましては、特別徴収を開始することを誓約いたします。

---

※（特別徴収未実施の場合）

平成 年 月 日

● ● ● ● 様

提出者 事務所所在地

事業者名

印

当方は、提出日現在において、●●●を含む●●●下市町村の特別徴収義務者ですが、特別徴収は未実施となっております。ただし、次年度からの特別徴収開始を誓約いたします。

(第4号様式)

〔企画提案書表紙〕

●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託  
公募型プロポーザル

企画提案書

平成 年 月 日

● ● ● ● 様

「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに、次の書類を添えて、企画提案します。

- (1) 業務実施方針①及び② (第5号様式)
- (2) 業務実施手法①から④ (第6号様式)
- (3) 業務実施体制①から④ (第7号様式)
- (4) 1年間の回収目標率 (第8号様式)
- (5) 回収額に対する成功報酬率 (第9号様式)
- (6) 回収不能事案における報告書作成額 (第10号様式)
- (7) 債権回収・整理に関するその他有益な提案 (様式自由)

提出者

事務所所在地

事業者名

印



(第5号様式)

〔業務実施方針①〕

①受託業務を実施する際の方針について、具体的に記載して下さい。

(第5号様式)

〔業務実施方針②〕

②公営住宅家賃の性質について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法①〕

①適正な受託債権の回収手法等について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法②〕

②回収不能事案の基準及び報告書記載事項について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法③〕

③債務者の立場や状況の配慮について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法④〕

④●●●との連絡・調整・報告等の方法について、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制①〕

①業務実施の組織体制・人員配置について、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制②〕

②コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて、具体的に記載して下さい。



(第7号様式)

〔業務実施体制③〕

③個人情報保護に対する体制及び取り組みについて、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制④〕

④他の公共団体で類似業務を受託した実績について、具体的に記載して下さい。

(第8号様式)

〔1年間の目標回収率〕

- ①受託債権の1年間の目標回収率(単位：%)を下記枠内に記入して下さい。  
ただし、提案する目標回収率は●%以上とし、記入がない場合又は●%未満の目標回収率を記入した場合は、本業務の受託事業者の選定対象から除外します。  
また、業務の実施について提案された目標回収率を著しく下回る場合には、契約を解除することがあります。

提案する目標回収率  
(単位：%)

%

(第9号様式)

〔回収額に対する成功報酬率〕

① 受託債権の回収額に対する成功報酬率（単位：％）を下記枠内に記入して下さい。

ただし、提案する成功報酬率は●％（消費税及び地方消費税含まない）以下とし、記入がない場合又は●％を超える成功報酬率を記入した場合は、本業務の受託事業者の選定対象から除外します。

提案する成功報酬率

（消費税及び地方消費税を含まない、単位：％）

%
---

(第10号様式)

〔回収不能事案における報告書作成額〕

① 受託債権の回収不能事案における1件当たりの報告書作成額(単位:円)を  
下記枠内に記入して下さい。

ただし、提案する報告書作成額は●円(消費税及び地方消費税含まない)以  
下とし、記入がない場合又は●円を超える報告書作成額を記入した場合は、  
本業務の受託事業者の選定対象から除外します。

提案する報告書作成額  
(消費税及び地方消費税を含まない、単位:円)

円
---

(第11号様式)

## 使用印鑑届

● ● ● ● 様



上記の印鑑は、公募型プロポーザルに参加表明し、企画提案書の提出、契約の締結並びに委託料の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

共同事業体の名称： \_\_\_\_\_

共同事業体代表構成員

事業所所在地

事業者名

印

## ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務に関して、委託事業者を選定するにあたり、公正を確保するため、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 応募事業者の提案内容の審査及び委託事業者の選定をすること。
- (2) 前号のほか、選定業務に関して委員長が特に必要があると認める事項について審査すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

2 委員会の委員長は、●●●部長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、その都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は、原則非公開とする。

(選定)

第6条 委託事業者の選定は、予め定められた基準に従い応募事業者から提出された提案書等により行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、●●●課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 何人も委員会の会議内容については、外部にもれないよう秘密を保持しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成●●年●●月●●日から実施する。
- 2 この要綱は、●●●当住宅退去者滞納家賃回収等業務の委託契約が締結された日の翌日に効力を失う。

別表（第3条関係）

●●●部長、●●●課長、●●●課長、●●●課長、 ●●●課長
-----------------------------------



## ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式による●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者の選定にあたり、選定手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定方法)

第2条 事業者の選定は、事業者が提出する企画提案書等により選定委員会において行うものとする。

### (提案の募集)

第3条 事業者への提案募集に関する事項は、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項等により示すものとする。

### (選定の基準)

第4条 事業者の選定については、下記のとおり行うものとする。

- (1) 事業者の審査基準は別紙のとおりとし、企画提案書等の内容をもとに総合的に判断する。
- (2) 選定結果については、企画提案書等の提出者全てに通知する。

### (業務の委託)

第5条 委員会で選定された事業者に対して当該業務を委託する。なお、委託業務の内容は、企画提案書等の内容に限定されることなく、委託契約書によるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成●●年●●月●●日から実施する。
- 2 この要領は、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務の委託契約締結日の翌日にその効力を失う。

(別紙)

●●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者審査基準

選定委員は、事業者が作成した企画提案書に基づき下記により採点し、合計点数が最も高い事業者を委託事業者として決定する。

項目	配点
業務実施方針 ① 受託業務を実施する際の方針について、業務の目的を的確にとらえているか。 ② 公営住宅家賃の性質について、債権の性質を的確にとらえているか。	●
業務実施手法 ① 適正な受託債権の回収手法等について、退去者滞納家賃の債権回収の強化に繋がる効果的で実現性がある提案となっているか。 ② 回収不能事案の基準及び報告書記載事項について、●民負担の公平性を損なうことのない債権整理が可能な提案となっているか。 ③ 債務者（元入居者及び保証人）の立場や状況への配慮が十分になされた提案となっているか。 ④ ●●●との連絡・調整・報告等の方法について、適切な手法・頻度による本業務の実施に適応した提案となっているか。	●
業務実施体制 ① 業務実施の組織体制・人員配置について、十分な組織体制・人員配置を有した本業務の実施に適応した提案となっているか。 ② コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて、コンプライアンスに対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか。 ③ 個人情報保護に対する体制及び取り組みについて、個人情報保護に対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか。 ④ 他の公共団体で類似業務を受託した実績について、受託した類似業務が本業務に適応したものか。また、十分な実績を挙げているか。	●
1年間の回収目標率 ① 受託債権の1年間の回収目標率（単位：％）は実現可能性を有しているか。	●

回収額に対する成功報酬率 ① 受託債権の回収額に対する成功報酬率（単位：％）は低廉か。	●
回収不能事案における報告書作成額 ① 受託債権の回収不能事案における 1 件当たりの報告書作成額（単位：円）は低廉か。	●
総合評価 ●●●の債権回収・整理に関して還元できる実効性のある有益な提案となっているか。また、企画提案書全体に係る総合評価。	●
合 計	100

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル 審査結果

企画提案書様式	企画提案書記載事項	配点 (選定委員 ●名分)	選定委員採点結果(●名分合計)			
			事業者1	事業者2	事業者3	事業者4
			交渉権 第1位	交渉権 第2位		
業務実施方針	①受託業務を実施する際の方針について	●				
	②営住宅家賃の性質について	●				
業務実施手法	①適正な受託債権の回収手法等について	●				
	②回収不能事案の基準及び報告書記載事項について	●				
	③債務者の立場や状況の配慮について	●				
	●●●との連絡・調整・報告等の方法について	●				
業務実施体制	①業務実施の組織体制・人員配置について	●				
	②コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて	●				
	③個人情報保護に対する体制及び取り組みについて	●				
	④他の公共団体に類似業務を受託した実績について	●				
1年間の回収目標率	①受託債権の1年間の回収目標率(単位:%)について	●				
回収額に対する成功報酬率	①受託債権の回収額に対する成功報酬率(単位:%)について	●				
回収不能事案における報告書作成額	①受託債権の回収不能事案における1件当たりの報告書作成額(単位:円)について	●				
総合評価	債権回収・整理に関するその他有益な提案	●				
合 計		●				
順 位			第1位	第2位	第3位	第4位

**実例 2 母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託**

- 1 募集要領
- 2 仕様書
- 3 提案募集の結果
- 4 契約書

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務 プロポーザル募集要項

平成●●年●●月●●日  
●●●課

●●●では、母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金回収業務について、資金の回収による安定した運用を図ることを目的に、次のとおり事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務

2 業務内容等

別紙「●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

委託締結日から平成●●年●●月●●日までの間とします。

4 委託費

未収金回収実績金額の●パーセント（消費税及び地方消費税は含まない）を上限とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加者の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる弁護士又は法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 次のア、イのいずれかに該当する者であること

ア 債権管理回収業の関する特別措置法（平成10年法律第126号）

第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第2条第3項。以下、「債権回収会社」という。）であること。

- イ 弁護士又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- ② 債権回収会社にあつては、提案書提出日及びその次の日以降において、債権回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
- ③ ●●●入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ⑤ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、●●●が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、●●●が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ ●●●から、「●●●製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る

指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 最近3年間、本店及び●●●内に所在する営業所等が●●●税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑪ ●●●から、「●●●が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

## 2 提案書の作成

企画提案書は次に掲げる内容を含むものとし、原則A4版5ページ程度で作成してください。別途フロー図などの添付は可とします。

企画提案書は任意様式ですが、様式1を鑑としてください。

提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### (ア) 業務実施方針

- a 基本的な取組姿勢

### (イ) 実施計画

- a 業務フロー
- b 実施スケジュール

### (ウ) 実施体制

- a 体制（人員・連絡体制など）
- b 専門性・能力（資格・実績・成果など）
- c 拠点・設備（業務実施場所・設備など）
- d 個人情報保護（個人情報の取り扱い方法）

### (エ) 個別業務の実施方法

- a 文書催告（方法・手順・記録など）
- b 電話催告（方法・手順・記録など）
- c 支払方法等の相談業務（方法・手順・記録など）
- d 集金及び入金業務（方法・手順・記録など）
- e 連帯借受人、連帯保証人への催告業務（方法・手順・記録など）
- f 報告・連絡事務（方法・手順・記録など）
- g 分納管理事務（方法・手順・記録など）
- h 問合わせ対応（方法・手順・記録など）

### (オ) 価格

- a 委託費見積書 成功報酬率

### (カ) その他

a 事業実施に関する創意工夫

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	平成●●年●●月●●日(●)～平成●●年●●月●●日(●)
② 募集要項等に関する質問受付	平成●●年●●月●●日(●●)～平成●●年●●月●●日(●)
③ プロポーザル参加申込受付期間	平成●●年●●月●●日(●●)～平成●●年●●月●●日(●)
④ 入札参加資格の確認	平成●●年●●月●●日(●●)～平成●●年●●月●●日(●)
⑤ 企画提案書受付期間	平成●●年●●月●●日(●●)～平成●●年●●月●●日(●)
⑥ プロポーザル評価会議	平成●●年●●月上旬(予定)
⑦ 評価結果の通知・公表	平成●●年●●月下旬(予定)

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 平成●●年●●月●●日(●)～平成●●年●●月●●日(●)

●●時～●●時(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

- ② 配布場所 ●●●●●●●●●●

〒●●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●●

※募集要項等は、●●●ホームページからダウンロードして入手できます。

●●●ホームページ(「●●ポータル/●●●の入札関連情報/公募型プロポーザル公告」

(<http://www.●●●●●●●●●●/>)

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間 平成●●年●●月●●日(●)～平成●●年●●月●●日(●)



② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を●●●あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「未収金回収委託業務」と記したうえで送信してください。

●●●●●●●●●●

〒●●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●●

電話 ●●●●-●●●●-●●●●（内線●●●●）

FAX ●●●●-●●●●-●●●●

電子メールアドレス ●●●●@●●●●

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、●●●ホームページ内の●●●のサイトに公開します。

(<http://www.●●●●●●●●●●>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 提出書類

ア 参加申込書（別紙2）

イ 参加申込者概要書（別紙3）

ウ 誓約書（別紙4）

エ（弁護士又は弁護士法人の場合）

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可）

オ（債権回収会社の場合）

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地のわかる書類

② 提出部数

1部

③ 受付期間

平成●●年●●月●●日（●）～平成●●年●●月●●日（●●）●

●時まで（必着）

④ 提出方法

プロポーザル参加希望者は、①に掲げる書類を●●●まで持参又は郵送にて提出してください。

※ 郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

ア 企画提案書（様式1を鑑とした任意様式）

イ 誓約書（様式2）

② 提出部数

●部（正本●部、副本●部）

③ 受付期間

平成●●年●●月●●日（●）～平成●●年●●月●●日（●）●時まで（必着）

④ 提出方法

●●●あてに持参又は郵送により提出してください。

※ 郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

⑤ その他

プロポーザル選定委員会において、企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施してください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

ウ 募集要項に違反すると認められる場合

エ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商